

廃止措置段階へ移行する 加工施設保安規定の変更について

令和元年12月4日

日本原子力研究開発機構
人形峠環境技術センター

・廃止措置の全体工程

加工の事業の許可を受けているウラン濃縮原型プラントについて、原子炉等規制法第22条の8第2項に基づき認可の申請を行った廃止措置計画において、廃止に伴う措置を次の2段階に整理して進めることとしている。

- ①第1段階：機能を維持する設備を除く運転を終了した設備の解体期間
- ②第2段階：機能を維持する設備の解体期間

・保安活動(保安規定)を変更する範囲

第1段階に対応した保安活動を展開する上で、必要な保安上の措置を規定するものとする(今回の申請範囲)。

なお、第2段階に対応した変更については適切な時期に改めて行うものとする。

1.廃止措置段階への移行

加工の事業の許可を受けているウラン濃縮原型プラントについて、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第22条の8第2項に基づき認可の申請を行った廃止措置計画に定める廃止措置を実施するために必要な保安上の措置について規定する。

2.核燃料物質の加工の事業に関する規則改正

核燃料物質の加工の事業に関する規則(以下「加工規則」という。)の一部改正(平成25年12月18日施行)に伴い、保安活動に反映が必要となる事項について変更する。

3.その他記載の適正化

条番号の変更等による記載の適正化を行う。

廃止措置段階への移行に伴う対応

1) 廃止措置の管理, 恒久的な措置に関する事項

廃止措置に係る工事(作業)の計画及び実施に関する事項, 供用を終了した設備・機器の操作停止に関する恒久的な措置(系統の隔離, 設備の電源隔離等)について追加する。

2) 設備・機器の保安管理に関する事項

①第1段階において解体する設備・機器について, 保安管理として必要のない過充電防止及び熱的制限に関する事項を削る。また, 保安上特に管理を必要とする設備の操作及び機能の確保, 臨界管理, 漏えい管理, 巡視点検, 施設定期自主検査等の対象から除外する。

②解体する設備・機器(恒久的な措置を講じたもの), 解体撤去しドラム缶等に収納したもの等を管理区域内で保管する場合の保安上の措置を明確する。

廃止措置段階への移行に伴う対応

2) 設備・機器の保安管理に関する事項(続き)

③廃止措置期間中に機能を維持すべき加工施設に係る維持管理方法を明確にするため、施設定期自主検査において、安全確保上必要な機能やその性能を確認する検査内容を明確にする。また、敷地境界付近のモニタリングを行う設備の重要性を鑑み、廃止措置期間中に機能を維持すべき加工施設に位置付けて同設備の維持管理に係る事項を追加する。

3) 廃止措置を行う者に対する保安教育に関する事項

設備・機器の解体工事(作業)等に従事する放射線業務従事者等に対して、廃止措置に関する事項を定期的に教育することを保安教育訓練実施方針に追加する。

廃止措置段階への移行に伴う対応

4) 廃止措置に係る保安に関する記録及び報告に関する事項

廃止措置に係る工事(作業)の記録(工事(作業)の方法, 時期及び対象となる加工施設の名称)を記録及び保存に係る項目に追加する。

5) 放射性廃棄物でない廃棄物として取り扱う資材等又は物品に関する事項

汚染のおそれがある管理区域(第1種管理区域)において設置された資材等又は使用された物品についても適切に放射性廃棄物でない廃棄物であることを判断して取り扱えるよう変更する。

注)現行規定においては, 汚染のおそれがない管理区域(第2種管理区域)において設置された資材等又は使用された物品を対象にして運用している。

廃止措置段階への移行に伴う対応

6) 廃止措置段階の保安規定に適用されない事項

加工規則第8条第2項において、適用されない「初期消火活動のための体制の整備に関すること」及び「加工施設の定期的な評価に関すること」を削る。ただし、廃止措置期間中においても火災発生時の対応の重要性を鑑み、火災が発生した場合の措置が確実にできる体制を整備することを非常の場合に採るべき措置における事前措置に追加する。

廃止措置段階への移行に伴う対応

7) その他廃止措置に必要な保安上の措置に関する事項

- ① 廃止措置段階へ移行した規定であることを明確にするとともに、廃止措置段階の保安活動を行う組織へ変更する。
- ② 施設の保安に関する事項を審議する会議体の審議事項に廃止措置に関する事項を追加する。
- ③ あらかじめ保安上の措置が講じられ、機能を維持する設備の運転を必要としない場合における当該設備の巡視等について明確にする。
- ④ 廃止措置段階に必要なのない事項を削る。
 - ・ 終了した業務及び実施予定のない業務に関する事項
 - ・ 核燃料物質の加工計画の立案及び報告に関する事項
 - ・ 事業所外から核燃料物質等及び核燃料物質を充てんする空の容器の受入れに関する事項

核燃料物質の加工の事業に関する規則改正に伴う対応

1) 重大事故等又は大規模損壊発生時における加工施設の保安のための活動を行う体制の整備に関する事項

加工規則第7条の4の4に定める重大事故等発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備及び同規則第7条の4の5に定める大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する事項を追加する。

2) 核燃料取扱主任者の選任要件に関する事項

加工規則第8条の4第2項に基づいた核燃料取扱主任者の選任要件(核燃料物質の取扱いの業務に従事した期間が3年以上)を追加する。

核燃料物質の加工の事業に関する規則改正に伴う対応

3)加工施設の施設定期自主検査に関する事項

加工規則第7条の4の2に基づいて行う加工施設の施設定期自主検査において、「加工施設の性能に係る技術基準に関する規則」に定める技術基準として定められていない管理区域の線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の測定に係る検査を削る。